

2017 年度後期の国際学会発表奨励賞の公募について

日本生物学的精神医学会

理事長 尾崎 紀夫

2017 年後期（10 月から翌 3 月）に開催される国際学会での発表者を対象として下記の要領で標記賞受賞候補者の募集を行いますので奮って応募（推薦）して下さいようお願い申し上げます。

記

1. 規 程 以下のとおり
2. 推 薦 要 領 推薦用紙、評価の参考となる資料（抄録・サーキュラー・学会プログラム等）8 部を同封し、以下送付先宛ご送付下さい。（推薦用紙は学会ウェブサイトよりダウンロード可能です。）
3. 送 付 先 〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13-4F 学会支援機構内
日本生物学的精神医学会理事長 尾崎 紀夫
4. 応募締切日 2018 年 4 月 27 日（金）~~6 月 29 日（金）~~ 必着に延長いたしました。

以上

日本生物学的精神医学会 国際学会発表奨励賞規程

（総則）

第 1 条 日本生物学的精神医学会（以下、本学会という。）は、若手研究者の国際学会での優れた発表を奨励し、もって生物学的精神医学の発展に寄与することを目的に、国際学会発表奨励賞（以下、本賞という）を設置する。

（対象）

第 2 条 本賞の受賞者は、当該年度の 4 月から翌年 3 月までの間に開催される国際学会における、将来性のある優れた研究の筆頭発表者で、応募時に精神科医師の場合は精神科専門研修開始後 10 年以内、基礎医学を専門とする医師や医学部以外の場合は博士課程入学後または修士課程修了後（博士課程に進学しない場合）7 年以内で、かつ本学会会員歴が 1 年以上の本学会会員とし、原則として前期および後期各 2 名の年 4 名以内とする。

（公募）

第 3 条 公募は原則として年 2 回、本学会評議員に推薦を募る形で実施する。

- 2 2 回の公募のうち、前期は当該年度 4 月から 9 月の間に、後期は当該年度 10 月から翌年 3 月の間に開催される国際学会に参加する者を対象とする。

（選考）

第 4 条 本賞の選考には、学術賞選考委員会がこれにあたる。

- 2 選考対象者と同一講座（大学以外の機関ではこれに準ずる部局）に所属する委員は、当該候補者の選考には加わらないものとする。
- 3 委員長は受賞者を決定し、該当者なしの場合も含めて選考結果を理事長に報告する。
- 4 委員長は年会の際に開催される理事会に選考経緯および選考結果を、また、評議員会に選考結果を報告する。

（表彰）

第 5 条 本賞の受賞者には賞状及び副賞 15 万円を授与することとする。

附則

- (1) 本規程は 1999 年 4 月 22 日より施行する。
- (2) 本規程は 2013 年 11 月 27 日より施行する。
- (3) 本規程は 2017 年 9 月 28 日より施行する。